

国立大学法人小樽商科大学目標計画委員会規程

(平成16年4月21日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定める中期目標、中期計画及び年度計画に関する業務を遂行するため、国立大学法人小樽商科大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、国立大学法人小樽商科大学目標計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標原案に関する事項
- (2) 中期計画案に関する事項
- (3) 年度計画に関する事項
- (4) その他中期目標、中期計画及び年度計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育担当副学長）
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が指名する者 若干名
- (5) 企画戦略課長

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号の副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(情報の提供)

第7条 委員会は、中期目標原案、中期計画案及び年度計画に関する業務を遂行するに当たり、必要と認めるときは、部局、委員会、専門部会その他の学内組織から情報の提供を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、中期目標原案、中期計画案及び年度計画の実施状況に関して、役員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、企画戦略課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第3条第2号に規定する最初の委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年5月1日から平成17年6月30日までとする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。